

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人VAICコミュニティケア研究所
所在地	千葉県千葉市稲毛区園生町1107-7
評価実施期間	平成 29年 10月 16日～平成 30年 1月 18日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	幼保連携型認定こども園 明照保育園 ヨウホレンケイガタニンテイコドモエン メイショウホイクエン		
所在地	〒289-0304 千葉県香取市下小堀611-1		
交通手段	JR成田線 小見川駅下車 佐原駅行きバス乗車、浄福寺前下車徒歩1分		
電 話	0478-82-2643	FAX	0478-83-2123
ホームページ	http://mayshowkids.wixsite.com/home		
経営法人	社会福祉法人明照福祉会		
開設年月日	S29.7.20		
併設しているサービス	放課後児童健全育成事業 子育て支援センター事業		

(2) サービス内容

対象地域	香取市、他								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	1号児	
	9	15	28	36	36	36	160	10	
敷地面積	4271.84㎡			保育面積			1254.94㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		子育て支援		
健康管理	内科検診 歯科検診 発育測定 発達相談巡回								
食事	給食 アレルギー除去食 離乳食								
利用時間	7:00~18:30								
休 日	日曜祝日、年末年始(12月29日~1月3日)								
地域との交流	近隣住民の行事への招待、地域行事、学校活動への園児参加、								
保護者会活動	特になし								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		19	14	33
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	26	0	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	1		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	香取市 子育て支援課、もしくは園に直接お問い合わせください。		
申請窓口開設時間	8：00～17：00		
申請時注意事項	香取市への入園認定申請を行うと共に、園へも事前の見学などを含め来園し、入園に関しての注意点などをご確認ください。		
サービス決定までの時間	毎月15日までにお申し込みいただき、月末に決定されます。		
入所相談	香取市 子育て支援課、もしくは園に直接お問い合わせください。		
利用代金	保育料（2，3号認定）1号認定は預かり保育料、給食費別途		
食事代金	2，3号認定は給食は保育料に含む（1号は1食160円※大人倍額）		
苦情対応	窓口設置	あり	
	第三者委員の設置	あり	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>『子どもとの関わりを通して「あなたがいて良かった」と思い合える関係を作る』という保育教育理念のもと、「一人一人を大切に見つめよう」「安心できる環境を整えよう」「成長に合わせていろいろな経験をしよう」「親と保育者が協力して子育てをすすめていこう」という基本方針で保育教育を進めている。</p>
<p>特 徴</p>	<p>明照保育園の保育の特徴としては、「教育的」ということがあげられます。3～5歳児は、保育の中に鼓笛や文字指導、体操クラブなどを取り入れて、専門的な指導により子どもたちの能力を伸ばしています。</p> <p>また室内外に様々な遊具や玩具、自然環境やコーナーを用意することで、子どもたちが興味を持って主体的に遊びこむことができる環境を整えています。</p> <p>そうした教育的活動の基となっているのは、安心、安全の保育による心の安定です。0歳児から保育者との温かな交流による信頼と安心感のある生活を積み重ねることで、様々な活動に意欲的に取り組むことができ、また失敗しても再度チャレンジできるたくましさをも身につけていけるよう取り組んでいます。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭は幼児組と未満組に分かれ、発達段階に応じて安全に遊べる環境を作っています。幼児組園庭には人工芝を施し、安全に思いきり走ったり転げ回ったりできる環境があります。また雨天後でも泥汚れを気にせず、すぐに遊ぶことができます。未満組園庭には年齢に応じた遊具を設置し、雨の日でも遊んだり気分転換したりできるよう屋根を設置しています。 ・室内で遊ぶ環境としてブロックや絵本などのコーナーを月齢・年齢に応じて設置し、また季節・時期に応じて変化させています。行事は0～2歳と3～5歳児の日程を分け、子どもに無理なく、保護者の方が参加しやすい日程と内容で行っています。 ・外部講師による体操教室、音楽指導を3～5歳児に取り入れています。年長児は鼓笛を行い運動会等で披露したり、ひらがな指導を専門の研修を受けた保育教諭が指導しています。 ・子育て支援センター事業を実施しており、地域の保健センターや公園などに出向いて子育て情報を発信しています。必要に応じて、子育て世代の相談援助もお受けしています。 ・学童保育事業を実施することで、子どもたちが家庭と学校、保育園とのつながりの中で卒園後も安心して安定した生活を送りつつ、保護者が仕事などを続けながら子育てできる環境があります。

福祉サービス第三者評価総合コメント

評価機関名 VAICコミュニティケア研究所

特に力を入れて取り組んでいること
目指す保育の実践を実現するための計画的組織運営を着実に推進している
職員の振り返りや反省、意見を受け入れ、園長、副園長、主幹保育教諭、指導保育教諭が事業環境を分析し、事業計画を策定し、役員会の承認を経て決定している。事業計画の着実な推進を図るために各種会議において、「当たり前」に守るべき水準を高め、職員一人ひとりの意識向上を図っている。理念・方針・目標から保育課程、指導計画を策定し、実践面で整合性が取れているかを保育の振り返りによって職員一人ひとりが自分の言葉で確認している。保育設備、保育環境、保育体制や人事構成など、目指す保育を実現するために計画的な組織運営を着実に推進している。
子どもが主体的に活動がしやすいように保育の環境を整えている
3～5歳児と0～2歳児はクラスだけでなく園庭を区切り、遊具等の使い分けをしている。また、固定遊具での遊びと自由に活動できる運動場に別れて自発的に遊べる環境を整えている。0～2歳児の園庭には、雨天でも活動できるように屋根を設置している。室内では絵本やままごとなどをコーナーに区切り、子どもたちが自由に手の届く棚に玩具等を置き、自由に遊べる環境を作っている。また自発的に片付けもできるように棚に写真を貼るなどの工夫が見られた。室内外ともに発達段階に即した遊具・玩具を備えて子どもたちが興味・関心が持てるように環境を整えている。
異年齢の交流を通して子どもがお互いに育ち合う場になっている
異年齢の保育を通して、小さい子は大きい子が取り組む姿を通して学び、大きい子は小さい子どもを気遣う思いやりを育ていけるような環境がある。また様々な発達段階や個性のある子どもたちが共に過ごしていく中でお互いを知り、時にははぶつかりながらも協力してやり遂げる力を育ていけるよう取り組んでいる。けんかやトラブルが発生した場合は子どもの話をよく聞き、解決できるように見守り、また自己コントロールや社会性が育つように配慮しながら、その日のうちに解決できるように援助をしている。
さらに取り組みが望まれるところ
職員の特性に合わせた個別支援を計画的に進めることが望まれる
年度初めに、園長と主幹保育教諭と職員での三者面談を全員に行い、職員への評価とともに、1年の中で期待すること、課題として取り組んでほしいことを伝えている。職員は所定の書式により毎月「保育の反省」を書き、それに基づいて主幹保育教諭、指導保育教諭と月1回の面接を行い、保育実践面の確認、課題を把握し支援するなどの体制を構築している。しかし、職員によってはそうした評価が動機付け、能力開発、行動支援につながっていない部分が見受けられた。職員の特性とキャリアにあわせた計画的個別支援が望まれる。
さらに利用者の声を聞くしくみを工夫することが期待される
毎朝、指導保育教諭と主幹保育教諭が登降園の際に昇降口に立ち、保護者からの連絡事項の取り次ぎや要望などの把握に取り組み、コミュニケーションを図っている。年2～3回の保護者面談を行い、保護者の意向を聞くよう取り組んでいる。行事終了後には保護者にアンケートを採り結果は保護者に配布している。意見を基に改善する取り組みは定着している。利用者アンケートからは、園に対する意見や要望が言いにくいという回答が複数あげられ、特に時間外の保育利用に関しては申し出にくいという不満の声が多くあった。時間外の保育利用の申し出基準と方法を明確にし、さらに利用者が言いやすい雰囲気作りに努めることが期待される。
乳児保育に関する計画や記録の方法にはさらなる改善を期待したい
クラスごとに年間指導計画、月の指導計画、週案を作成し、子どもの姿や状況を毎月児童表に記録している。また0～2歳児は個別指導計画を月ごとに策定している。0、1歳児は生活リズムや心身の発達、言葉、生活習慣の獲得等が著しい時期で、個人差もあることから、さらに週ごとの個別指導計画とそれに基づく記録がなされることを期待したい。乳児の健康状態を連絡帳等で日常的に把握し、乳幼児突然死症候群(SIDS)の対応では睡眠チェック表を用いて観察しているが、より詳細な乳児の異常を早期発見できるように書式を見直すとさらに良いと思われる。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

今回、香取市で初となる第三者評価受審に当たり、どのような目で評価されるんだろうと不安もありました。それでも香取市では先んじて保育園から幼保連携型認定こども園へと変わり、現状の園の姿をより明確にしておきたいという思いから受審を決めました。

保護者へのアンケートや職員へのアンケート、ヒアリング調査から、取組みが認められていることもあれば、まだまだ認知が足りない、もしくはやり方を再度検討しなければいけないことが明確になってきました。

第三者評価を受けて、一番心に残ったのは、調査員の方にマネジメントでのしくみがよくできています、職員は園の方針をよく理解し、頑張っていますね、とっていただいたことです。

今回の受審により、子どもにとって、保護者にとって、そして職員にとっても、よりよい園となれるよう取り組んでいきたいと思えます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	3	1
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	3	1
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0
			提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3
28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3			0		
5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5	0		
		環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
		事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				127	2	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント) 理念、方針、目標等は事業計画書、事業報告書、ホームページ、園内、各クラスに明記している。各種会議においてその内容を説明し、周知徹底を図っている。方針、目標について毎年、職員間で話し合っ内容の再確認を行い、実際に保育で取り組んでいることとの整合性をとっている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 理念、方針、目標は日常の中で意識できるように各クラスに掲示し、保育の振り返りによって実践面で整合性が取れているかを確認している。年一回の全職員会議で周知徹底し、月の指導計画に記入することで「行動の習慣化」を図っている。年齢別会議や職員面接等において実践の振り返りを行い、主幹保育教諭や指導保育教諭と職員で個別に確認も行っている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント) 入園希望者には園見学(見学会含む)や入園説明の時、在園児に関してはクラス・年齢別保育参加・懇談会の時に主幹保育教諭が資料とパワーポイントを使用して毎年説明をしている。年度末の保育参加の時にも、保育園のしおり、重要事項説明書を使用し、主幹保育教諭が保護者に理念や方針を伝えている。また、各年齢ごとの保育参加の時にも、普段の様子をビデオ上映し保育内容を伝えながら説明するようにしている。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント) 職員の振り返りや反省、意見を受け入れ、事業環境分析から園長、副園長、主幹保育教諭、指導保育教諭が検討して事業計画を策定し、役員会の承認を経て決定している。決定した事業計画は職員に配布して読み合わせをし、当年度の課題を報告・周知している。前年度の反省を年度末に会議や職員面接の中ですることにより、乳児・幼児・支援センター・学童等それぞれの重要課題が明確になっている。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 前年度の計画の見直しは各クラスや年齢別に話しあい、さらに園長、主幹保育教諭、指導保育教諭を交えて話し合いをしている。毎月のリーダー会議に於いても事業計画の実施状況の確認や反省を行い、改善に向けて話し合っている。リーダー会議で変更があった場合は、各チームメンバーに伝達報告している。今後は決定過程における根拠や理由をより徹底して周知することが望まれる。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント) 園長、主幹保育教諭、指導保育教諭が中心となり、理念の実現や質の向上に向けて指導力を発揮している。職員は所定の書式により毎月「保育の反省」を書き、それに基づいて主幹保育教諭、指導保育教諭と月1回の面接を行い、保育実践面の確認、課題の把握、個別に相談できる環境を整えている。外部研修は職員の自主性を尊重し、研修案内を回覧して自分が行きたい研修を選べるようにしている。さらに必要と考える研修に関しては、直接本人に受講の意思を確認し、参加できるよう調整をしている。</p>	

7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント)「保育士倫理綱領」「個人情報保護」等を掲載した職員マニュアルを全職員に配布し、年度末には全職員でその内容を見直している。新入職員に関しては、入職前に主幹保育教諭が1週間程度新人研修を行い、職員として守るべき事項について文書で配布し読み合わせをしている。各種会議においても、職員としての自覚や「当たり前」に守るべきルール等の水準を高める取り組みや意識の向上に努めている。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 □評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント)保育方針に沿った保育を実施できる保育士を理想とし、研修体系の中で経験年数により求められる保育士としての能力を明らかにしている。主幹保育教諭・指導保育教諭が誰を育成するか、リーダー保育士は誰を育成するかが組織図で明確になっている。役割分担表があり、役割と権限が明確になっている。また、園長・主幹保育教諭より年度当初や必要に応じて、リーダー保育士に対して役割と権限について話をする機会を設けている。年度初めには、園長、主幹、職員での三者面談を全員に行い、職員への評価と共に1年の中で期待すること、課題として取り組んでほしいことを伝えている。目指すべき保育の質の高さや実施すべき事項の量の多さが評価基準となり、職員によっては評価が動機付け、能力開発、行動支援につながっていない部分が見受けられた。更に、職員の特性とキャリアに合わせた計画的個別支援が望まれる。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント)就業関係の課題等については、現場の意見を聞き入れ柔軟に対応している。有給休暇は有給休暇の取得状況を把握し、個々で申告してもらい取得している。夏休み等のリフレッシュ休暇も職員間で調整して取得できるよう取り組んでいる。育児休暇や時短、授乳時間も取ることができる。勤務時間や休暇についても主幹保育教諭が相談を受けて調節している。福利厚生として、年1回職員懇親旅行や職員懇親会への補助等がある。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)経験年数に合わせた研修体系を明示し、個別に求められる保育士としての能力を明らかにし、それに基づいた人材育成に取り組んでいる。この研修体系と毎月行われる個別面談により、中長期的な視点と現状の改善すべき事項等の具体的な取り組みをつなげている。園内研修では、新人研修、中堅研修等経験年数別に分けたり、外部で研修を受けた職員による伝達研修を行っている。研修後はレポートを提出するとともに全職員に回覧し、必要に応じて職員会議等で報告することもある。園内保育研究では、研究内容を発表し、保育技術の向上と知識の共有に取り組んでいる。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント)マニュアルに児童憲章や人権尊重について明記しており、読み合わせして理解を深めている。職員の言動などで不適切な部分を感じたり気づいたときは職員同士がお互いに指摘し合い助言できるようにしている。毎月行われる会議や個人面接で状況を把握し、組織的に対策を立てている。虐待については、マニュアルに沿って各行政機関と連携しながら取り組む体制を整えている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント)個人情報保護についてマニュアルや重要事項説明書にも明記し、個人情報の利用目的や第三者への提供などについて記載している。個人情報は施錠して保管している。全職員への個人情報に関する知識や意識を高め、周知徹底を図ると同時に、保育実習生・栄養士実習生・社会体験事業(中学生・小学生)、看護実習生等にも個人情報等の守秘義務について事前オリエンテーションで周知している。		

13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 □利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント) 利用者の意見や意向を把握し、改善するために年に2～3回保護者面接を行っている。また相談等の個人面接等で保護者と話した内容については担当保育教諭個人面接記録を残している。保護者とのコミュニケーションを大切にし、毎朝、指導保育教諭と主幹保育教諭は登降園の際に昇降口に立ち、保護者の要望や苦情等を聞く仕組み整備して取り組んでいる。行事終了後に必ずアンケートをとり、保護者の意見・感想から改善点を見つけて次年度に生かす体勢を取っている。全てのアンケートに関して、集計結果と園としての考えや改善方法等をまとめたものを保護者に配布している。しかしながら保護者が相談や要望が言いやすい雰囲気とは言えないようである。職員からの積極的な関わりが望まれる。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント) 入園時に配布する重要事項説明書に記載し、説明している。苦情相談受付担当者については、わかりやすい場所に掲示し周知している。保護者からの相談などは、朝夕の受け入れ時必ず主幹保育教諭・指導保育教諭が話を受けられる体制をとっている。苦情等があった場合は、職員間で話し合い、園の責任として対応し原因経過を保護者に誠実に説明し、納得を得るよう努めている。子ども同士のトラブルがあった場合も、その子の気持ちを受け止め一緒に考えていくようにしている。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント) 保育内容や自分の関わり等について振り返り課題を発見して1か月毎に記録している。主幹保育教諭や指導保育教諭と職員で改善点や反省をもとに課題を見つけ、個別面談で検討を行い保育の資質向上に努めている。また、今回の第三者評価受審にあたり、自己評価を作成した。評価結果は園内掲示やホームページで公表予定である。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント) 新規採用者にはマニュアルを活用して研修を行っている。年度初めには全職員と読み合わせを行い周知・徹底している。マニュアルはいつでも確認したい時に読み返すことができるようにマニュアルファイルにして職員一人ひとりに渡している。年度末のマニュアル会議において全職員で検討して見直しを行っている。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント) 見学や問い合わせについてはホームページやパンフレットに明記している。市役所から園に連絡がある場合は保護者と日程調整を行い、子育て支援センター担当者が窓口となって主幹保育教諭が園内を案内しながら、入園に関することや地域の子育てに関する情報提供や説明を行っている。緊急の場合は日程調整を行い、主管保育教諭が対応している。年3回園見学会を開催し、保育園の生活・遊びの様子をスライドで説明している。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント) 理念に基づく保育方針や保育内容等について記載した重要事項説明書を作成し、入園説明会や年度末保護者参加行事にパワーポイントを活用して分かりやすく説明をして同意を得ている。</p>		

19	<p>保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育課程作成会議において、子どもの家庭環境や地域性を考慮し、子どもの発達過程の共通理解を図りながら保育理念、保育方針、保育目標を踏まえて保育課程を作成をしている。年度末に全職員で見直しを行っている。</p>		
20	<p>保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育課程に基づき、各年齢ごとに子どもの生活や発達を見通して年間指導計画、月間指導計画を作成し、年度末には会議で振り返り改善につなげている。月間の指導計画は保育内容、環境構成、配慮事項等で構成している。保育内容を達成するために書き込み等をして、次月の指導計画に活かしている。3歳未満の子ども、特別配慮が必要な子どもに対しては、年齢の発達に沿って個別の指導計画を作成している。</p>		
21	<p>子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>3、4、5歳児クラスでは子どもが自由に素材や用具などを取り出して遊べるように、絵本・積み木・ままごと等のコーナーを設置し環境を整えている。子どもが自ら玩具等を片付けやすいように、棚に写真を貼るなどして分かりやすい工夫をしている。時期や季節に応じて使う道具(ボール・縄跳び等)に変化をつけたり、集団活動をする時間、自分の好きな場所や物で遊べる時間をつくっている。幼児用園庭では、固定遊具等で遊べる場所と自由に活動出来る運動場に別れて、自発的に遊べるようにしている。0、1、2歳児では発達に合わせて、手作り玩具等で工夫している。いつでも手の届く棚に玩具を置き、子どもが自発性を持って遊べるような環境を整えている。0、1、2歳児用の園庭には屋根が設置してあり、雨天でも遊べるようにしている。</p>		
22	<p>身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>0、1、2歳児クラスでは日々の保育に散歩を取り入れ、園周辺の自然や動植物に触れ、地域の人たちに挨拶をかわすなどの機会を多く持っている。3、4、5歳児のクラスでは発表会の予行練習に近隣のお年寄りを招いたり、地域の文化祭や敬老会に参加をしてダンスや劇を披露して交流を深めている。5歳児は卒園遠足で公共交通機関を利用して出かけるなど、社会体験の機会を持っている。</p>		
23	<p>遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>3、4、5歳児は異年齢混合のクラス編成になっている。遊びや生活面は保育教諭が子どもに教えるという関わりではなく、大きい子の姿を真似しながら小さい子が身につけていくように子ども同士の関わりを大切にしている。トラブルが発生した場合は、子ども同士の話をよく聞き解決ができるように見守り、解決できない場合には双方の話を聞いて、その日のうちに解決ができるように援助している。また、大きい子どもが小さい子どもに食事当番のやり方を伝えたり、面倒を見たりする機会もある。0、1、2歳児も幼児クラスの子どもと一緒に散歩へ行くなどの異年齢交流がある。</p>		

24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮を必要とする子どもには各学年会議で状況を話し合い、担任が個別指導計画を作成している。子ども同士の関わりは無理のないように保護者と連携をとりながら援助している。市の巡回指導で相談や助言を受けたり、年2回の特別支援コーディネーター研修に参加をして日々の保育の関わり方を職員間で共有している。保護者とは年3回の面接のほかにも、園行事での配慮すべき事項などについて確認している。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>長時間保育は午後の保育活動からのつながりを大切にしながらも、長時間保育用玩具を用意して子どもが飽きないように配慮している。戸外で思う存分遊べる時間を設定し、室内では昼の部屋でくつろぎながら過ごせるようにしている。幼児組、0、1、2歳児組と分けて体制を整え、担当保育教諭から時間外保育教諭への申し送りは時間外保育ノートを用いて漏れのないように引き継ぎされている。必要に応じて時間外担当から保護者に説明をしたり、場合によっては担当保育教諭が直接対応できるようにしている。安心・安定して過ごせるように幼児組、0、1、2歳児組の保育教諭がどちらの時間外保育も担当できる体制を整えている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>0、1、2歳児クラスは年2回の個人面接、年1回の学年別保育参加、懇談会を行っている。3、4、5歳児クラスでは年3回の個人面接と保育参加、懇談会を行っている。面接内容は記録し、必要に応じて主幹保育教諭と指導保育教諭が担当保育教諭と話し合いを持ち、再度保護者と話すこともある。子どもの発達状況が気になる時には、巡回相談等で面接が行えることを知らせている。就学に向けて、小学校の秋祭りや音楽集会等に参加をするなど連携を図っている。入学後も小学校教員と子どもの育ちについて話し合いを持っている。保育所児童保育要領の提出は、最終面接で保護者に伝え、保護者了解のもと小学校に届けている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保健計画に基づいて年2回の健康診断、歯科検診を行っている。健康診断等の結果報告は出席カード等で保護者に知らせ早めの治療を促している。毎朝指導保育教諭が保護者の情報とともに各クラス回り、子どもの健康状態を観察・確認をして保育日誌に記録している。不適切な養育の兆候、虐待を未然に防ぐため子どもの発言や対応、子どもや保護者の表情などの変化に気づけるように毎日送迎の見守りを行っている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中に子どものに体調変化が見られた場合は、上司に報告し、子どもの状況によって保護者に連絡をしている。園内で感染症が発生した場合は、メールや保健だより、お知らせボード等で保護者に周知して予防を促している。感染症が流行しやすい時期には毎朝各クラスに次亜塩素酸ナトリウムを散布し、暖房を使用する際は加湿器を使用するなどの対策を取っている。また、玩具やドアノブなど子どもが触るところは消毒をしている。感染症が疑われる子どもの保護者には、保育園が集団の場所であることを伝え、かかりつけの医師に受診するように協力を求めている。今後は乳幼児突然死症候群(SIDS)対策の更なる検討が望まれる。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>栄養士が食育計画を作成、評価している。食事中に栄養士が各クラスの様子を見に行き、子どものとの関わりを深めながら食材等への興味・関心を持てるよう取り組んでいる。アレルギーや体調不調でメニューの変更がある場合は個別のメニューボードを用意し、メニューを確認しながら配膳している。3歳以上の子どもには厚生労働省の肥満判定を行い、かかりつけ医等と連携しながら対応している。食物アレルギー等の食事は園児の名前を書いた紙をプレートに貼り、誤食がないようにしている。また、担当職員だけでなく、どの職員でも配膳できるよう、情報を共有している。また、残さず食べることや偏食を直そうと無理強いしたり急がすことのないように援助に努めている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>朝の時間外担当保育教諭が換気している。また、虫よけスプレー、カーテンによる遮光、除菌スプレー等、季節に応じて施設内外の環境及び衛生管理に努めている。冷暖房設備の取り扱いでは、各クラスに温度計を設置して、外気と室内の温度差への配慮や換気をこまめに行う等マニュアルに沿って対応している。また、外遊びや給食、おやつ前、トイレ後等は必ず手洗いをするように促している。職員が分担して毎朝・毎夕、用具や遊具の点検や園庭の掃除を行い、使用した遊具や玩具の消毒、室内の掃除、整理整頓を行うとともに、危険な物がないかも確認している。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>リーダーが半期に一度点検表に従って安全点検を行っている。事故・安全対策マニュアルを作成しており、年度初めに全職員で内容を確認し、周知徹底している。安全対策委員長がヒヤリハットを毎日確認し、集計をした結果は毎月の安全対策委員会で分析等している。また、怪我などがあった場合は報告書に記載し、原因と今後の対応について検討している。毎日、固定遊具と危険物の点検を実施し、外部からの不審者等対策については防災訓練の中で対策を検討している。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>非常災害の状況に応じて避難場所・経路・最終確認等を整備し、職員の役割分担に基づいて毎月1回の避難訓練を行っている。毎年12月には消防署立ち合いで、消火器の使い方、消火訓練を実施している。地震や不審者侵入等についても事故、安全対策マニュアルを作成して周知徹底を図っている。また、緊急非常災害時には全保護者及び職員にメールで連絡が取れるようにしている。</p>		

33	<p>地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子育て支援センターを設置しており、地域の子育てに関する悩み事や育児について不安等の相談を受けている。また、園庭開放、リトミック、バザー等、子育て家庭が交流する場を提供するとともに、ポスターや広報誌、SNSを利用して地域の子育てニーズの把握や子育て支援センターの情報を提供している。</p>		